

GLOBE

グローブ 2011 夏

66



(財) 世界人権問題研究センター

人権問題研究叢書 創刊

救済の社会史



カバーデザイン：京都市立芸術大学 江尻紗耶未氏

これまで近代的な社会福祉・社会事業の「前史」と位置づけられてきた前近代社会における「救済」の実態を、多様な事例と豊富な史料に即して分析し、新たに「救済」をめぐる社会史の可能性を提起した画期的な試み。

お問い合わせ

財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <http://www.mmjp.or.jp/jinken/> [E-MAIL] jinken@kyoto.email.ne.jp

人権問題研究叢書の意義

研究センター理事長
京都大学名誉教授

上田 正昭

平安建都千二百年記念事業のひとつとして創設された世界人権問題研究センターは、一九九四年の十一月二十二日に文部省から研究財団の認可をうけ、同年の十二月一日に正式にオープンした。そして現在では、第1部国際的人権保障体制の研究、第2部同和問題の研究、第3部定住外国人の人権問題の研究、第4部女性の人権問題の研究、第5部人権教育の理論と方法の研究の五部門の研究体制を組織し、安藤仁介所長ほか専任・客員・嘱託の研究者九十八名で、人権文化の輝く人権の世紀の実現をめざして、日夜研究を積み重ねている。

その研究成果は『年報』・『研究紀要』・季刊誌『グローブ』・『人権ゆかりの地をたずねて』（五冊）・『人権ロコミ

情報』（七冊）・『講座・人権ゆかりの地をたずねて 講演録』（十冊）ほか、『京都人権歴史紀行』（人文書院）・『人権歴史年表』（山川出版社）・『散所・声聞師・舞々の研究』（恩文閣出版）や十四回におよぶ「人権大学講座」・十二回を迎える「講座・人権ゆかりの地をたずねて」などで発表してきた。

しかしそれだけでは不十分である。研究5部門の共同研究のみならず各研究者の研究成果を世に問うべき課題もある。そこで当研究センター研究運営委員会で討議を重ねた結果、あらたに人権問題研究叢書を発刊することにした。

その創刊第1冊として、研究第2部の前近代班が、二〇〇三年度から二〇〇八年度まで研究調査をつみあげてきた、「前近代における救済」の共同研究を『救済の社会史』として出版する。前近代史を捉える視点を可能な限り相対化し、史料に即した事例を具体的に分析・検討した、「救済」のありようにかんする体系的な問題提起の書になっている。救済の社会史としては画期的な仕事であった。より多くの方々の参考に供したい。

2011年度 人権大学講座の御案内

この講座は、国連の「世界人権宣言」50周年を機に1998年に開設をしたもので、14年目を迎えます。時の話題や社会の関心事などにも視点を向け多彩なテーマで人権問題を考えていただけるよう充実した内容で構成しています。

開催日程 6月21日(火)～11月18日(金) 全12回
※受付:午後1時～

会場 ハートピア京都(中京区烏丸丸太町下ル)
※10月5日(水)のフィールドワークを除く

受講料 年間20,000円(1回2,000円)

講座内容



京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車
⑤番出口(地下鉄連絡通路にて会館と連結)
京都市バス、京都バス、JRバス
「烏丸丸太町」下車

	月日曜	種別	時間	講座名	講師
1	6月21日(火) ※終了	開講式	13:30～13:40	研究センター所長	安藤 仁介
		講義	13:40～15:00	浅井三姉妹と戦国時代の女性	田端 泰子
		講義	15:15～16:45	(仮) 中東情勢と外部からの介入 ーリビアに関する国連安保理決議を中心としてー	安藤 仁介
2	7月13日(木) ※終了	講義	13:30～15:00	ジェンダーの視点からハンセン病問題を考える	宮前千雅子
		講義	15:15～16:45	在日ペルー人の祭り、祈り、願い	古屋 哲
3	7月20日(水)	講義	13:30～15:00	沖縄問題の歴史的前提	櫻澤 誠
		講義	15:15～16:45	おとなの学びと人権	上杉 孝實
4	7月29日(金)	ワークショップ	13:30～16:45	参加・体験型人権学習	金 香百合
		講義	13:30～15:00	地球温暖化と人権	浅岡 美恵
5	8月5日(金)	講義	15:15～16:45	世界の学生と接して ーAPUの学生を通じて学んだ国際相互理解ー	薬師寺公夫
		講義	13:30～15:00	家族と人権	若尾 典子
6	9月16日(金)	講義	15:15～16:45	法然・親鸞と平等思想	平 雅行
		講義	13:30～15:00	イギリスの市民性教育が日本の人権教育に示唆するもの	野崎 志帆
7	9月30日(金)	講義	15:15～16:45	希望の家の歴史とこれからー隣保から多文化共生へー	前川 修
		フィールドワーク	13:30～17:00	宇治市ウトロ地区をたずねて	仲尾 宏 本郷 浩二
8	10月5日(水)	講義	13:30～15:00	少子化問題と女性の権利	谷口真由美
		講義	15:15～16:45	中央アジアのコリアンの歴史と現状	飛田 雄一
9	10月12日(水)	講義	13:30～15:00	野宿問題と人権	生田 武志
		講義	15:15～16:45	『弱者』と人権	矢吹 文敏 松波めぐみ
10	10月21日(金)	講義	13:30～15:00	入管法改正と在日外国人	仲尾 宏
		講義	15:15～16:45	女性と平和・安全保障をめぐる ー国連安保理1325号が提起するものー	三輪 敦子
11	10月27日(木)	講義と対談	13:30～16:45	人権と環境 ー命の尊厳をめぐるー	菌田 稔 上田 正昭
		修了式	16:45～17:00	研究センター理事長	上田 正昭

GLOBE

グローブ・No.66 2011 夏…目次

海外の人権紀行	案内	人権の“館”	研究部だより	研究第五部	研究第四部	研究第三部	研究第二部	研究第一部	国際人権随想	行政	寄稿	案内	叢書の創刊	
被災者としての外国人住民	「講座・人権ゆかりの地をたずねて」	本妙寺宝物館	研究部の取り組み	フィールドで学んだこと	「セクハラ労災」をご存知ですか？	東日本大震災・原発災と在日外国人	部落差別撤廃運動における伝統の継承	兵役拒否者の難民認定問題に関する訴訟事件判決の論理	アジア諸国と人権（その二六）	「京都市地球温暖化対策計画（2011～2020）地球にやさしいまち・経済・ライフスタイルを指して」について	宋さんのこと	先覚者雨森芳洲の再発見	「人権大学講座」	人権問題研究叢書の意義
安里和晃	仲尾宏	山路興造	友永雄吾	井上摩耶子	仲尾宏	奥本武裕	本間浩	安藤仁介	田辺真人	直野信之	上田正昭	上田正昭	上田正昭	
28	27	24	22	20	18	16	14	12	10	8	6	4	2	1

GLOBE（グローブ） ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。

■表紙はサギ草（NPO法人写道協会会員 笠本真理氏提供）

先覚者雨森芳洲の再発見



研究センター理事長
京都大学名誉教授

上田 正昭

『交隣提醒』との出会い

寛文八年（一六六八）に生まれ、八十八歳でこの世を去った対馬藩の藩儒雨森芳洲は、すぐれた思想家であり教育者であつて、しかも「互に欺かず争わず、真実を以て交る」善隣友好の誠信外交を実践した先覚者であつた。

雨森芳洲の存在が内外に広く知られるようになったのは、一九九〇年に来日した韓国の盧泰愚大統領が、宮中晩餐会の挨拶のなかで雨森芳洲を高く評価してからであつた。私は中学二年生の歴史の授業のうちに、木門の五先生（木下順庵門下の五人の高弟）のひとりとしての

雨森芳洲を知つてはいたが、その先見性を実感したのは、昭和四十三年（一九六八）の九月であつた。

なぜ私が雨森芳洲の出身地である長浜市高月町雨森の取材にでかけたかといえば、当時中央公論社が企画した日本の名著シリーズのなかの『新井白石』の巻の担当であつた桑原武夫先生から協力してほしいとの依頼があつたからである。白石には『古史通』や『古史通或問』などの古代史にかんする著作もある。岩波書店の『図書』で湯川秀樹先生と新井白石や本居宣長をめぐつて対談したご縁で、湯川先生が私を桑原先生に推薦されたためであつた。

そこで福沢諭吉の『福翁自伝』とならぶわが国の代表的自叙伝といつてよい新井白石の『折たく柴の記』を読むことになる。ところが白石ほどの碩学が、対馬の藩儒雨森芳洲を「対馬国にありつるなま学匠」とライバル視していることをはじめて知つた。

にわかに芳洲への関心がたかまって、その出身地をたずねることになった。幼稚園のそばに蔵があり、芳洲自筆の古文書や記録があるという。地元の小学校元校長の

吉田達先生（上おろ）にお願いして蔵をあけていただき、『朝鮮風俗考』をはじめとする著作をひもといた。そして芳洲が享保十三年（一七二八）の十二月二十日にまとめた『交隣提醒』と出会った。対馬藩主（宗義誠）に朝鮮外交のところがまえを五十四カ条にわたって上申したこの書には、まことの誠信の外交とは何かが醇々と述べられていた。豊臣秀吉の朝鮮侵略を大義名分のない「豊臣家無名の師」と鋭く批判し、「両国無数の人民を殺害」した暴逆をみごとに指摘しているのに、眼から鱗うろこが落ちる想いであった。そのおりからいつの日か芳洲の評伝を書きたいと思いつてから今にいった。そして去る四月十日、ミネルヴァ書房から『雨森芳洲』を漸く出版することができた。

誠信の外交へ

芳洲は三十一才から五十四才まで対馬藩の朝鮮御用方使役をつとめたので、朝鮮王朝との直接の外交担当者であったかのように述べている研究者もいるが、書札方や表書札方とは異なって、朝鮮との通交にかんする故事先

例などを項目別に分け、書技帳を作成することを主たる任務としていた。

朝鮮語・朝鮮史はもとよりのこと、中国語・中国史にも造詣が深かった芳洲は第八回（正徳元・一七一一年）・第九回（享保四・一七一九年）の朝鮮通信使に同行して活躍した。第九回のおりの製述官であった申維翰がその著『海游録』で、芳洲を対馬藩の「記室」（真文役）と記し、「能く漢語（中国語）に通じ、語文を解し、日東（日本）の翹楚（拔群の人物）」と批評しているのはあたるている。

「言うべきことは言い、聞くべきことは聞く」、両碩学の交遊に、「互に欺かず争わず、真実を以て交る」誠信の外交が浮かびあがる。享保十二年九月からの朝鮮語通訳養成学校（韓語司）の創設も、芳洲の見識に基づく。五十七歳から六十一歳まで、御用人（藩主・来賓などと表向諸侯の連繫にあたる）として出仕したが、八十一歳でなお「古今集千遍、歌万首」をめざした。まことと魂漢才の先学であった。

宋さんのこと



京都新聞社編集局長

直野 信之

梅雨時に、いつも思い出す人物がいる。二〇〇二年六月、八十七歳で逝った在日朝鮮人、宋斗会（そう・とかい）さんである。

出合いも二十年前の梅雨の季節だった。京都地裁の記者クラブで、ソファに寝そべっていた私に、白いやぎ髭のじいさんが話しかけてきた。

『朝鮮人の痛みは日本人の心の痛み』と良心的な文化人は言うけれど、冗談じゃない。心の痛みは二年でも三年でも我慢できるが、歯の痛いのは三日も我慢できないだろう。ユーモラスな比喩だが、毒を含んだ言葉を吐く

不思議なじいさんにムクムクと好奇心がわいてきた。

それが京都大の学生寮「熊野寮」の住人、宋さんとの出会いだった。「日本国籍確認訴訟」を起こし、法務省前で外国人登録証を焼き捨てた老ラジカリストとして知られていた。後に宋さんが問題提起した「浮島丸訴訟」に巻き込まれることになるのだが、この時は夢にも思わなかった。

宋さんは一九一五年、韓国の貧しい農家に生まれ、幼少のころ京都府網野町（現京丹後市）の寺の小僧になった。青年時代、満州（中国東北部）に渡り、満州国の官吏や日本を追われた青年将校、アジア主義者、中国人文学青年らと交流を深めたという。敗戦後の一九四五年、国民党軍に拘束され、九死に一生を得て日本に引き揚げてきた。

戦後の日本で待っていたのは、在留許可を必要とする「外国人」の身分だった。大日本帝国憲法下で公布された最後の勅令によって「帝国臣民」は外国人となってしまうた。

宋さんの戦後は、*“奪われた”* 自分を取り戻す戦いの日々だった。それが日本国籍確認訴訟であり、「朝鮮征伐」

という言葉を使う出版社への抗議活動であり、そして在韓の戦争被害者・遺族に「日本国に公式陳謝と賠償を求める裁判」への参加呼びかけであった。

日本政府に公式謝罪を求め、「血は血であがなえ」と挑発的な言動ばかりが目立った宋さんだが、「元従軍慰安婦やＢＣ級戦犯の遺族らを前にすると目を潤ませ、好々爺ぶりを発揮する。その人間臭さに、いつしかファンになってしまった。

知り合って一年後、宋さんから「あと一つ、ワルさをしてやろうと思ってるのだが、何か面白いテーマはなにか」と相談された。京都は比較的戦禍を被っていないので戦争被害をめぐる裁判は難しい。ふと、思いついたのが浮島丸事件だった。

終戦直後の一九四五年八月二十四日、舞鶴湾で旧海軍輸送船「浮島丸」が爆発、沈没した事件である。強制連行された朝鮮人らに乗せ、青森県の大湊から釜山に向かう途中の出来事で、日本政府の発表では約四千人の乗船者のうち朝鮮人五百二十四人と日本人船員二十五人が死亡した。機雷による爆発か、何者かによる爆破か、謎の多い終戦秘話の一つだった。

生存者や遺族を見つけ出して損害賠償訴訟を起こし、裁判を通じて真相究明できれば、埋もれた歴史の発掘につながる。新聞記者にとつては魅力的なテーマだ。正直言って、被害者や遺族の人権よりも功名心が先走り、安易に「浮島丸訴訟」への協力を約束してしまった。

裁判のための資料収集ばかりか韓国への原告探しの旅に同行したり、弁護士団の編成や資金集めにかかわったりするなど同訴訟にのめり込んでしまった。

いま振り返れば、裁判の一方にくみするのは、記者として行き過ぎた行動だったかもしれない。だが、宋さんのいう「ワルさ」に加担したことを後悔はしていない。

一審の京都地裁は、国の公式謝罪こそ認めなかったものの原告の一部に損害賠償を認めた。しかし、控訴審は請求を認めず、二〇〇四年十一月、最高裁も原告側の上告を退けた。

肺がんを告知され、病床に伏せた宋さんを見舞った。死期が迫っていることを自覚していた宋さんは、最後まで「賠償金じゃないよ。日本に陳謝の精神があるかどうかだ」と公式謝罪にこだわった。だが、戦後日本に突きつけた問いかけの答えを聞かず他界した。

「京都市地球温暖化対策計画」

〈2011～2020〉

地球にやさしいまち・経済・

ライフスタイルを目指して

について



京都市地球環境政策監

田辺 眞人

地球温暖化とは、熱を吸収する性質を持つ二酸化炭素などの「温室効果ガス」が、人間の経済活動などに伴って増加する一方、森林の破壊などにより二酸化炭素の吸収量が減少することで地球全体の気温が上昇する現象のことです。過去一〇〇年間で地球の平均気温は〇・七四度上昇しており、対策を講じなければ、今後一〇〇年の間で、さらに四度を超える上昇が予測されています。

京都市においても、二〇一〇（平成二二）年には、夏季の熱中症による救急搬送人数が七三一人（前年比四・七一倍）となり、市民の尊いのが危険にさらされたほか、局地的集中豪雨の発生など、地球温暖化によると

も考えられる様々な影響がもたらされています。

こうした中、本市では京都議定書誕生の地として、一九九七（平成九）年から、いち早く温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を進めてきました。その後、二〇〇四（平成一六）年一二月に、地球温暖化対策に特化した全国初の「京都市地球温暖化対策条例」（以下「条例」）を制定しました。

そして昨年、条例を全部改正し、「京都市域からの温室効果ガス排出量を、二〇二〇（平成三二）年度までに一九九〇（平成二）年度比で二五％削減、二〇三〇（平成四二）年度までに四〇％削減」という高い削減目標を掲げました。

本稿のタイトルである「京都市地球温暖化対策計画〈2011～2020〉」（以下「計画」）は、条例の二〇二〇（平成三二）年度までの削減目標を確実に達成するための行動計画として策定したものです。

この計画には大きく二つの特徴があります。その一つは、二〇三〇（平成四二）年度の社会像を提示したことです。地球温暖化対策には、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会経済システムを転換していくことが不可欠です。このため、行政と市民、事業者の皆様が広く共感できる社会像を共有しつつ取組を進めることが非常に重要となります。そこで計画では、京都の特性を考慮した六つの社会像を提示しました。

その一つ、「環境にやさしいライフスタイル」が定着した社会像を紹介します。この社会では、一人ひとりが、環境にやさしい取組を当たり前のこととして行い、自然と共生した地産地消の食文化や季節感を大切にする「ライフスタイルの京都モデル」が定着しています。また、地域のつながりや家族のきずなを大切にするとともに地域の創意工夫が生かされ、市民一人ひとりの身近な地域から「エコ」が発信されています。このような社会を実現するため、計画では地域活動の基本単位である学区や商店街を対象に、地球温暖化対策に地域ぐるみで集中的に取り組むエコ学区、エコ商店街等の「エコ・コミュニティ」の創設などに取り組むこととしています。社会像は、このほか、「人と公共交通優先の歩いて楽しいまち」「森を再生し『木の文化』を大切にするまち」「エネルギー創出・地域循環のまち」「環境にやさしい経済活動」「ごみの減量」を提示しています。

特徴の二つ目は、六つの社会像ごとに削減量を積算できる削減効果指標とその数値目標を設定したことです。例えば「環境にやさしいライフスタイル」が定着している社会像では、削減効果指標の一つとして「エコ学区における二酸化炭素の削減量測定の予定世帯数」を掲げています。二〇二〇（平成三二）年度時点、この数値が一四〇〇世帯となった場合、二酸化炭素の削減量は三〇〇トンCO₂と推定されます。このような削減効果指標

を設定することで、二〇二〇（平成三二）年度時点における削減量の積算が可能となります。また、削減効果指標を毎年度把握することで、数値目標との乖離が大きな施策については取組を強化するなど、的確かつ具体的な対応が可能となります。

以上のように計画は、市民、事業者の皆様と共感できる六つ社会像の実現に向け、削減効果指標により取組を確実に進めることで、削減目標を確実に達成しようとするものです。

市域の四分の三を森林が占める山紫水明の都・京都は、一二〇〇年の悠久の歴史の中で、「もったいない」「始末する」などの言葉に象徴されるように、ものを粗末にせず徹底的に大切にし、つつましく生活しながらも、その中で美しく、心豊かに暮らす知恵と心を磨き、高めてきました。今も、京都のまちを歩くと、門掃きや打ち水など、そうした昔ながらの習慣が根付いた光景に出会うことができます。大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした暮らしの在り方が問われている今こそ、永い歴史の中で培われてきた京都の知恵と心に学び、社会経済の在り方を見直し、持続可能な低炭素型社会へと転換していかなければなりません。この計画を、それを実現するためのロードマップとして、市民、事業者の皆様と手を携えながら、地球にやさしいまち・経済・ライフスタイルの実現に取り組んでまいります。

アジア諸国と人権（その二六）



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

さて、タイは一九九六年一〇月二九日に自由権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約）を批准しました。実は、私が同規約に基づく人権委員会（自由権規約委員会）の委員をしていたころ、諸国の国家報告の委員会による審査を傍聴していたタイ外務省の職員二人が私のところへ来て、「タイも規約を批准することを検討中だが、まず国内法を整備して後に批准するか、批准してから国内法を整備するか、意見が分かれているのだが、あなたはどう思うか」と訊かれました。私は「とにかく早く批准することが大切だ」と申し上げ、「日本も委員会の審査を受けて、古い国籍法が男女の同権を定めた規約第三条

に反すると指摘され、国籍法を改正した」と実例を挙げた。て応えました。いずれにせよ、タイは批准後の七年目に第一回報告書を提出し、二〇〇五年七月に審査を受けました。

タイの第一回報告書の審査後に委員会が採択した「総括所見」の概要は、以下のとおりです。まず委員会は、報告書の提出が六年（規約の当事国になって一年以内に最初の報告書を提出することが義務づけられています）も遅れたことを遺憾としますが、報告書の内容およびタイ代表団の口頭による補足情報の提供は評価します。とりわけ、一九九七年の新憲法が規約の多くの規定を採り入れたこと、憲法の規定により国内人権委員会を設置したこと、法務省のもとに権利・自由保護局を置いたこと、南部諸州の事態を平和的に処理すべき国家和解委員会を樹立したこと、児童保護法を制定して国家および各州に児童保護委員会を設立したこと、人権に関する国家行動計画を採択したこと、を評価します。

ただし委員会は、つぎの諸点に懸念を表明し、改善を求めています。これを項目ごとにまとめますと、①タイ刑法では一七歳の犯罪者に死刑が科される可能性がある

ため、一八歳未満の者に対する死刑を禁じた規約第六条の適用を留保しているが、この留保を撤回すべきである、②国内人権委員会の権限と財政基盤を強化すべきである、③今回の審査の直前、二〇〇五年七月イスラム教徒の多い南部三州に戒厳令が布かれたが、叛徒の鎮圧措置は規約第四条の制約を超えてはならない、④他国からの難民認定・処理手続を整備すべきである、⑤ビルマ（ミャンマー）からの難民キャンプで生まれた子ども、北部の山岳部族で出生登録のない子ども、無登録の移民の子どもなどが無国籍のまま放置されているのは問題であり、それが児童労働に繋がり易い、⑥犯罪容疑者が拷問・非人道的取り扱いを受けがちであり、弁護士との面接が保障されず、拘留所が狭くて衛生管理が不十分であるうえ、拷問・非人道的取り扱いの行為者がほとんど訴追されていない、⑦ジャーナリストや人権擁護者の活動が脅かされがちで、当局の十分な保護を受けていない、⑧女性の離婚請求権が男性よりも不利であり、横行しているDVの取締法がなく、人身売買防止委員会の設置にもかかわらず女性の人身売買が跡を絶たず、犠牲者の安全と証言機会を保障すべきである、などとなります。

自由権規約委員会が懸念を示したこれらの諸点は、タイだけの問題ではなく、多くの規約当事国の人権状況はより深刻です。さらにタイには、当センターが過去にシンポジウムへ呼び出した人権問題のすぐれた専門家も決して少なくありません。たとえば、数年前に当センターと同志社大学のヒューマン・セキュリティ研究センターとが共催した国際シンポジウムにタイから参加されたアンボン女史は、第二次世界大戦のピピン政権の対日協力に対する反対運動を指導した留学生グループの一人でした。また、昨二〇一〇年一月末に当センターが主催した「アジアにおける国際人権規約の実施状況に関するシンポジウム」にタイから参加されたムンターボン・チュラロンコン大学教授は、北朝鮮の人権状況に関する国連特別報告者でした。さらに私自身、これも数年前に国連が主催したタイの法務・外交両省の若手公務員向け研修会の講師を務めました。そのときかれらの知識と熱意に強い印象を受けました。そうした前提に立って、次回は上記の問題中いくつかを取り上げ、やや詳しく検討することにしましょう。

兵役拒否者の難民認定問題に関する訴訟事件判決の論理

——人権の観点から見るその振幅



研究センター嘱託研究員
東京大学大学院特任教授

本間 浩

兵役拒否による重罰をおそれて本国を逃れて来た者が、到達国で難民認定又は庇護を申請したところ、行政機関の決定では難民不認定または庇護否認とされたのに対して、この決定の取消を求めて提訴するという事例は、各国レベルで見ると少なくない。この事例の争点の根底にあるのは、軍隊としての存続に対する消極的意味への国側の懸念と、兵役拒否の根拠として申立人側から主張される良心または信教の自由などの人権を重視する見方との間の対抗関係である。なお兵役拒否といつても、徴兵令に背いての兵役就任自体に対する拒否という事例もあれば、兵役中の命令不服従の理由での脱走という事例もある。

前者の事例に関わる訴訟事件でしばしば争点となるのは、良心的兵役拒否に対する見方である。良心または宗教的信念に基づいて兵役拒否しているにもかかわらず処罰を科されるおそれが、難民条約第1条A(2)に定める「迫害のおそれ」

に相当するかどうかである。この点に関してはドイツの判決の行方が、その基本法で良心的兵役拒否権を基本権と定めているだけにいつそう注目された。下級審では、良心的兵役拒否権は国際社会一般において認められているとする見方と、それを否定する見方に分かれていたところ、最高審では、いずれの見解を支持するのかについて明示せず(結局、否定説を黙認)、良心的兵役拒否を主張する者が本国においてであればその理由により差別的に重罰を科されるおそれがある場合には、庇護申請が認められる、と判示するに留まった

(U v.31.3.1981-BVerwG 9C 6/80)。

このドイツの最高審判決と少なくとも基本的にはほぼ同様の論旨が、英国裁判所判決にも見られた。しかも、その判決理由の中で、兵役に対する良心的拒否の根拠として主張される「核心的な」人権があると申立人によって立証されているわけではなく、国の安全は、良心または宗教的信念に基づく兵役拒否を許容しないことへの正当な理由となる、と判示された (Sept & Bulbul v. Secretary of State for the Home Department[2003]WLR 856)。

しかし、良心の自由は、市民的政治的権利に関する規約4条2項によれば、緊急状態下においても制限を許されない絶対的な権利であり、上記の判決にいう「核心的な」人権に相当する。それでもなお、良心的兵役拒否を処罰し得ると解するのであれば、兵役拒否の根拠とする良心と兵役拒否を切り離して、後者にのみ着目してそれに対し処罰し得ると解しているのだ、と理解する他はない。そのような理解は、良心に基づく判断の枠外に兵役の意味をおくことになり、兵役の無

覇束化に繋がりがかねない危険があるといわざるを得ないし、良心の存在を論理的には全く否定することになる。ただ、確かに、良心に発する行為が、他人の人権を侵害することもあり得る。その場合、当該行為を制約せざるを得ない。しかし、兵役拒否は不作為であるだけに他人の人権を傷つける可能性は少ない、と見るべきである。

兵役拒否を理由とする難民認定申請のもう一つの典型は、兵役中の命令不服従の理由で迫害のおそれを訴える場合である。このような事例で英国裁判所は、注目すべき判断を下した。国によっては少数民族出身兵士に、同族住民に対する監視や武力的封じ込めを担わせるという例が伝えられているが、本事件では、少数民族住民集中地域に通ずる道路沿いに地雷埋設を命じられた同族出身兵士が、命令不服従の場合の極刑という脅しを受けながらも、地雷埋設が多数の住民の死や不具化を招くと判断し、命令に従わずに国外に脱出。英国に渡り、庇護を求めた。しかし、英国の行政レベルの決定では、当該申立人は正規兵員就任書に署名しているものであり、軍の命令に従って埋設した地雷が多くの市民の死や不具化の結果を招くおそれがあるからといってその兵役拒否を正当化することにならない、という理由で申立人の申請は認められなかった。次の段階としての異議申立審判結果では、当該者の申し立てる軍命令拒否の理由が、難民条約1条A(2)上のいずれの迫害理由にも関わる根拠は明らかにされなかった、という理由で、その申立は認められなかった。ただし、難民条約上の迫害理由によるのではないにしても迫害のおそれがあること、および欧州人権条約3条に定める拷問禁止原則との間に矛盾

を生ずるおそれがあることを認めて、再審査することになった。再審査では、本国軍隊による当該地雷埋設命令を違法とする根拠は、国際法上も当該国の国内法上も見出せない、当該国は地雷禁止条約に未調印であるし、ジュネーブ戦時条約は戦争状態の存在を前提にしている、当該国は戦争状態になり、申立人は命令不服従の理由で当然の処罰に直面するにすぎない、と判断された。

この決定は、不服として提訴され、結局、最高法院で審理されることになった。その判決(BE v. Secretary of State for the Home Department[2008]EWCA Case No.1310)では、次のように判示された。一般市民居住地域への地雷埋設命令が武力紛争下で発せられたとしても国際人道法違反になるのに、ましてや平時に市民に与えられるべき保護が、戦時下の市民のそれよりも弱くてもよい、とは決して是認できない。地雷埋設を行う者個人には殺害の意図がなくとも、その行為がそれ自体で、殺戮と不具化をもたらす意図、人間生活への困惑をもたらす無謀さを認めざるを得ない証拠となる。問題は、論拠を道義的原則ではなく実定法の基礎に見出すことができるかである。結論として「人としての根本的な行為規範」を実定的基礎とし得るとし、それを論拠にして当該者の難民性を認めた。

英国裁判所は判例法主義の伝統的手法によって「人としての根本的な行為規範」を見出し、人権尊重に積極的な司法の、難民認定訴訟への関わり方を示し、難民法の進展や法文では足りない実定法の基礎の見出し方など、多様な点を示唆している。

部 落 差 別 撤 廃 運 動 に お け る 伝 統 の 継 承



研究センター嘱託研究員
奈良県同和問題関係史料センター係長

奥本 武裕

【A】（上略）社会の同情や、自己の運動に対する時間的
や形式的の考慮は絶対になく、一途に人間性の原理
を基礎として自由平等の正義を絶叫するのです。人
間は尊いものだ、人間と人間とが抱合する所に真実
の人生があるのだと云ふ立場にあつて、人間と人間
の本能を發揮し結合せしむるのであります。

【B】親鸞教の道徳は、あくまでも地と肉体と本能とを
愛する積極的なる現実の宗教であつて、あくまで此
世の生活を肯定し力強く現世に生きんとするのであ
ります。

右に掲げたのは、いずれも奈良県磯城郡川西村で結成された梅戸水平社の中村甚哉が、全国水平社の機関誌『水平』の第一巻第二号に発表した「或る人へ」梅戸水平社からⅡの一節である。【A】は水平社運動の理念について述べた前半部の結論にあたる部分で、【B】は浄土真宗の教義について述べた後半部の結論に近い部分である。甚哉は水平社運動の理念を、彼自身の真宗理解に基づくものとして位置づけていたことがわかる。

こうした甚哉の真宗理解はどのような歴史的環境のなかで形成されたのだろうか。

話は江戸時代後半、一九世紀初頭にまで遡る。

この頃、西本願寺教団は三業惑乱さんごうわらんと呼ばれる教団全体を揺るがすような教義争論の渦中にあつたが、西本願寺自身では解決が出来ず、文化四年（一八〇七）江戸幕府寺社奉行の裁定によりようやく決着をみることにした。この裁定により、それまで西本願寺教団の公式教学の地位にあつた「三業帰命説」を奉ずる人びと（三業派）は「異安心」という烙印を押されることとなった。

しかし、三業派の一部の人びとは、本山の厳しい圧力にもかかわらず抵抗を続けた。梅戸村の庄屋甚兵衛は大

和国の被差別部落の三業派の寺院・門徒たちのリーダーで、幕府の裁定後も子ども一人を西光寺の住職とするなど、三業派の組織を守り続けた。

甚兵衛の孫にあたる中村諦信は、三業派被差別部落寺院の修学施設であった河内国若江郡荒本村（現東大阪市）の乗教寺に学び、小学校教員として子どもたちの教育にあたるとともに、明治三十六年（一九〇三）に結成された大日本同胞融和会の発起人のひとりに名を連ね、大正元年（一九一三）に結成された大和同志会の活動にも加わるなど、草創期の部落差別撤廃運動に深く関わった。

その諦信の子諦梁は、三業惑乱についての論文を発表したことがもとで西本願寺から僧籍を剥奪されるが、内村鑑三にみいだされジャーナリストとして活躍した。彼は明治三十二年（一八九九）に結成された奈良県最初の全県的な部落差別撤廃運動団体である大和同心会の会長であった可能性がきわめて高い。

諦梁の子である甚哉は福井・熊本・大阪・名古屋を転々とした父のもとではなく、西光寺で祖父諦信に育てられたが、甚哉が編集した『燃え拵る心』創刊号に掲載された「未来宗から現実宗へ」と題する父の遺稿は次のよう

に結ばれている。

親鸞は（中略）なまぬるい対相的の宗教ではなしに絶対的の現実宗を創始したのである、（中略）嘗て極楽は未来の仏国であつたが今は親鸞に依つて現代の蓮華蔵世界と云はれてある（中略）、人々は未来の極楽に生ることを望んではならない、現実の地上にこそ生く可く努力しなければならないのだ。それが願生の根本義である、其処には不撓の努力が要る、而もそれは不退風航である、それはやがて人間進化の必然として無限の光明に接せしむるであらう。

諦梁は三業派の教説をこのように理解し、その理解を子の甚哉は受け継いでいたのだ。

キリスト教や民主主義思想、社会主義思想など（外から）もたらされた近代思想の影響ももちろん無視できないが、江戸時代以来、被差別部落に蓄積された信仰、思想などの豊かな積み重ねが、のちの部落差別撤廃運動を生みだしたことで、その積み重ねのひとつに浄土真宗の異端的信仰があつたことに注目しなければならないと考えている。

東日本大震災・原発災と 在日外国人



研究センター研究第三部長
京都造形芸術大学客員教授

仲尾 宏

二〇一一年三月一日は二一世紀のこの日に生きていたすべての人間にとって生涯忘れることのできない日となる。この大災害の実相はすぐさま全世界に報道され、人々の心の奥に浸透した。そして事故後の日本の政府や電力会社の対応も逐一全世界につたえられている。そして世界各国から多額の義捐金や緊急必要物資が届けられている。また多くのボランティアや地域で助け合う人々の姿も私達の脳裡に焼きついている。この上は一刻も早い、犠牲者・避難者の救援と大きなダメージをうけた地域の産業や経済、公共施設や運輸通信手段の再生と復興

が急がれる。

今回の大災害の特徴は巨大な地震や津波という自然災害にとどまらず、原子力発電施設の事故が重なりあっていることである。後者はいうまでもなく百パーセント人災というべきであろう。一方では「原子力は明るい未来のエネルギー」などという「安全神話」をばらまき、日本社会に暮らしているすべての人々を欺瞞し、疑いをもつ人びとを買収し、左遷し、裁判所もすべて原発の危険性を訴えてきた原告市民たちを敗訴してきた。その責任は誰がとるのだろうか。日本の政治社会の悪を象徴する言葉として「政・官・財癒着」ということがよく言われるが、今回の原発事故についていえば、この三悪にマスコミ、御用学者の二悪を付け加える必要がある。さらに地域住民の反対や逡巡に心を向けようとしてこなかった地方自治体の首長たちや地方議員にも責任がある。彼らは果して反省しているだろうか。

さて今回の大震災・原発災により甚大かつ壊滅的な被害をうけた岩手・宮城・福島・茨城の各県に住んでいる外国人市民は二〇〇九年末の入管協会の統計によると九七、三六四人である。これに千葉・山形・青森など近隣

諸県を加えるとその数はもっと多くなる。

巨大災害に出くわしたとき、もっとも弱い立場にたたされるのが高齢者・重大な疾患をもつ病者や子どもたちであることはいうまでもない。それと同時に社会的弱者である外国人もまた弱い立場である。多くの外国人が急遽日本を離れていったことも、もし私達日本人が海外で同じ状況におかれたとしたら理解できることであろう。他方で中国人研修生を即刻避難所へ移動させ、その直後自身は犠牲者となった中小企業経営者もいたという。

しかし日本にしか生活基盤をもたない在日コリアンをはじめとする定住または永住外国籍者は日本人同様、今までの地域で暮らすしか生きるべきがない。その人たちにも温かい救援の手だてをつくすべきことはいうまでもないだろう。一九九五年の阪神淡路大震災の時、神戸の朝鮮学校が校舎を解放して地域住民の避難を助け、在日から送られてきた緊急物資を日本人市民にも配ったことは知られている。また神戸の他の外国人学校と協力して学校再建のための緊急援助対策を日本政府に要求し、まわりの日本人の理解と協力を得てその実現にもちこんだ。今回も仙台の東北朝鮮人学校は校舎が崩れたが、無事

だった寄宿舎を地域の高齢者の避難所として開放しているという。しかし宮城県は二〇一一年度の同校に対する補助金は交付しないと決定したと報道は伝えている。理由は橋下大阪府知事と同じらしい。ちなみに日本が「経済制裁」を課している朝鮮民主主義人民共和国の赤十字社からは義捐金が朝鮮総連を通じて送られてきた。また在日朝鮮人に対する支援金も届けられている、という。どちらの行為が「血も涙もある」行為であろうか。

もうひとつ付け加えれば、このたびの事故の放射能汚染はまず近隣諸国にその影響が及んでいるということである。巨大原発災害は簡単に国境・領海を越える。そして近隣の諸国・諸民族にも被害をあたえる。海洋汚染はさらに東アジア一帯の漁業資源に大打撃をあたえる。

そのことを考えるならば、日本政府は正確な情報・数値を日本社会だけでなく、IAEAをはじめとする国際関係機関に正確に公表し、その協力を求めてこの大試練を解決してゆく方策をもたねばならない。そして私たち市民は「五悪」のもたらした罪悪の根源がどこにあったのか、を自分自身の問題として考え続けなければならない。

「セクハラ労災」を ご存知ですか？



研究センター嘱託研究員
ウイメンズカウンセリング京都

井上 摩耶子

2011年5月22日、「セクハラで労災認定を！〜被害
実態にそくした認定基準見直しを求めて〜」という集会
が東京で開催された。

1999年、「セクハラ」で精神的な病気になったり、
けがをした場合には、労働災害（労災）として経済的に
補償されることになったのだが、2005年、厚生労働
省は、セクハラは労災認定においてかならずしも統一が
図られていないとして、全国の労働基準監督署長あてに
男女雇用機会均等法のセクハラ指針に従った「セクハラ
労災」評価をするようにとの確認通知を出した。そして、
現在も、厚生省は「セクハラ」を労災としてどのように
位置付けるかについての検討を続けている。2011年

3月、私も、「セクシュアルハラスメント事案に係る分科
会」で報告した。

今回の集会は、そうした動きを受けての開催だった。
まず、セクハラ当事者Sさんからの報告があった。セク
ハラ被害によつて退職に追い込まれ、その後も精神科へ
の通院を余儀なくされ、再就職もできない状態の続いた
Sさんは、労基署に労災申請をしたが不認定となり、労
働局に求めた審査請求も棄却され、さらに労働保険審査
会への再審査請求も棄却された。これを不当だとして、
2010年1月、Sさんは不支給処分取り消しを求め
る行政訴訟を起こした。そして、2010年11月、判決を
前にして国側は「上司のセクハラが主要原因で発症した」
と、Sさんの「業務に起因する労災」を認めた。長い闘
いに勝利したSさんの発言には、被害当事者ならではの
説得力があった。

次いで、厚生省の「セクシュアルハラスメント事案に
係る分科会」の委員である戒能民江さんの基調講演があ
り、「セクハラ労災のこれから」と題したパネルディス
カッションは、小西聖子さん、武信三恵子さんと私。

フェミニストカウンセラーとしての私が、セクシユア
ルハラスメントに真正面から取り組むことになったのは、
1993年に起こった京大・矢野事件の被害者甲野乙子
さんと出会い、1995年に京都地裁ではじまった「キャ

ンバス・セクハラ裁判」で、法廷に意見書（小野和子著『京大・矢野事件——キャンパス・セクハラ裁判の問うたもの』1998年、インパクト出版に収録）を提出するというアドボケイト（代弁擁護）活動をしたときである。

あれから18年、多くのセクハラ被害者に会い、ともに裁判を闘ってきた。私は、職場におけるいちばん深刻な性暴力、強姦事件に対して「セクハラ強姦」という言葉を使ってきたが、この言葉の使用法についていつもジレンマを感じてきた。なぜなら、とくに男性にイメージされる「セクハラ」とは、ちよつとした「嫌がらせ」「からい」といった軽いニュアンスであり、その上に「好意が行き過ぎただけ」という言い訳や説明がつく。こうした定義は、一生忘れることのできないトラウマ体験によって、「急性ストレス障害」（ASD）や「心的外傷後ストレス障害」（PTSD）を発症する強姦被害者の現実とはほど遠いものである。

その意味では、むしろ「セクハラ」という言葉を使わず、「顔見知りによる強姦（acquaintance rape）」——顔見知りによる「合意」のない性行為の強要——と表現したほうがいいのかもれない。しかしその表現では、路上などでの「見知らぬ」加害者による強姦などではなく、本来、仕事のための場所である職場における「顔見知り」

の上司や同僚からの強姦だという「セクハラ強姦」の特徴を落としてしまうことになる。

「セクハラ労災」認定の問題点も、まさにこの点にある。労災の認定において、「セクハラを受けた」ことによる心理的負荷の強度は、3段階中の「強度Ⅱ」とされ、労災とされる出来事類型では、8項目中の6番目の「対人関係のトラブル」に分類されている。他の「対人関係のトラブル」としては、「ひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」「上司、部下、同僚とのトラブル」が挙げられている。

確かに、セクハラ被害にも程度の差はあるだろう。しかし、「セクハラ強姦」は、単なる「対人関係のトラブル」ではない。当然、1番目の「事故や災害の体験」——「重度の病気やケガをした」「非惨な事故や災害の体験（目撃）をした」——として分類されるべきであり、心的負荷も「強度Ⅲ」だろう。できれば、「セクシユアルハラスメント」という独立の項目を建ててほしいと願う。厚労省には、これらの点への継続審議を期待したい。

まだまだ男性中心的な職場においては、性暴力被害者の心理や行動、そしてそのトラウマ体験が、労働問題の文脈において捉えられてはいない。「セクハラ労災」の活用をテコにして、職場における男女共同参画をもう少し具体的に推進したいものである。

フィールドで学んだこと



研究センター嘱託研究員
佛教大学・大阪産業大学兼任講師

友永 雄吾

十八世紀後半から十九世紀初頭にかけてのオーストラリア南東部における植民化は、先住民を迫害と強制のもとにおき、その結果として彼らは言語をはじめ親族組織など固有の文化の多くを失った。その集団のひとつであるヨルタ・ヨルタは、オーストラリア南東部マレー・ゴールバーン流域を中心に生活してきた。今日においてもその子孫の多くは、この流域に深いかわりをもっている。

出会い

彼らとの最初の出会いは二〇〇五年六月である。当時、私は日本の博士課程に入ったばかりで、オーストラリア先住民を研究テーマにするものの先住民コミュニティで調査をした経験はなかった。そこで、オーストラリア留

学中にお世話になったメルボルン大学先住民センターで働いていた先住民女性L氏をたより、ヨルタ・ヨルタのコミュニティで調査するための便宜を図ってもらった。彼女は、メルボルン大学政治科学部で教えるヨルタ・ヨルタ男性W氏を紹介してくれた。彼は、一九九〇年代からメルボルン大学をはじめとする学生をヨルタ・ヨルタの本来の土地へ招き、そこで五日間滞在し当事者から歴史や現代的な課題を学べるプログラムを開設している。それは「オン・カントリー・ラーニング」とよばれ、私はそれに参加することになった。

プログラム終了後、そこから七〇キロ南下したところの地方街シェパトンにあるバンガロン文化センターを訪ねた私は、そのセンター職員K氏にヨルタ・ヨルタの実態と権利回復運動に関する歴史について学びたいと伝えた。彼は、ヨルタ・ヨルタがこの地域の伝統的な土地所有者ではなく、バンガロンがそうであるという。その真相を知ることになるのは、翌年からヨルタ・ヨルタ子孫の多くが現在も住む地方町バルマとクメラグンジャ・アボリジナル・コミュニティを訪れるようになってからである。

疑問

ところで、被差別部落地域で生まれ育った私は、部落

解放運動に参画する両親に育てられ、物心つくころからその運動に参加していた。そこで私は、だれが何のためこの運動をおこなうのだろうかという疑問をもつようになる。この疑問に対する答えを得るため、被差別部落を研究テーマに選ぶべきだが、私はオーストラリア先住民を研究テーマに選んだ。その理由は、香川県の被差別部落地域がオーストラリア先住民と人権交流会をもっており、一九九七年にこの交流会に参加するなかでオーストラリア先住民の歴史や現状について学び、強い関心をもったためである。

話を二〇〇六年のフィールド・ワークに戻そう。それは、バンガロン文化センター職員がいったこの地域の本当の伝統的所有者について思案しながらすすめることになった。

私が村人たちに土地権回復運動の話を持ち出すと、その反応は鈍いものであった。とりわけバンガロンとヨルタ・ヨルタのことについて問いただしてみると、多くの人びとから、両者は、敵対関係にあるという反応が聞かれた。そこで、調査を個人のライフ・ヒストリーに絞り、3世代にまでさかのぼって個人史を聞き取ることにした。

発見

男女合わせ三七人から聞き取りをした結果、八世代ま

えの女性キティとその子どもたちを中心とする約二〇〇人の家族構成が浮かび上がった。この家族構成が明らかにしたのは、ヨルタ・ヨルタもバンガロンも同じくキティと出自的に連なる家族集団に属するという事実であった。そして彼らの土地にかかわる正当な権利回復のための闘争が明らかにしたことは、「環境保全」を前面にうち出し都市の知識人や環境NGOとの間で拡大する広域的ネットワークを活用するヨルタ・ヨルタと、「地域社会」との強固な連携によりもたらされた局地的ネットワークを活用するバンガロンであった。また、そうした二つの異なったネットワークを活用するなか、ヨルタ・ヨルタもバンガロンも先住民としての正統性を担保するため自らの出自を重視し先住民運動のあり方を模索する戦術であった。

課題

この運動を主導したのはヨルタ・ヨルタやバンガロンとして出自を明らかにできる人びとである。それ以外の人びとは出自が定かでなく、このため運動に参加しない、もしくはできない「はざま」の人びとである。オーストラリア先住民のさらなる理解には、その「はざま」におかれている人びとに注目した調査方法の確立が急がれる。それは被差別部落の全容理解にも必要になる視点かもしれない。

研究部の取り組み



研究センター研究第二部長
京都女子大学非常勤講師

山路 興造

研究第二部は、主に同和問題を扱う部として設立され、よりきめ細かく研究するために、前近代班と近現代・現状班に分けて研究を進めています。わが国の歴史のなかで形成された身分的階層構造による差別は、憲法一四条で「法の下の平等」が保障されている現代社会においても、なお根強く残されている問題として、人権問題研究の中核をなすといっても過言ではないと思います。研究第二部は、これらの諸問題を、歴史的・社会的・総合的に究明することを目的としています。それにとどまらず広く差別そのものの歴史を、人権の立場から考えてきました。

今年度からは前任の秋定嘉和部長に代わって、発足当

初から前近代班に、嘱託研究員として参加していた私山路興造が部長に就任いたしました。

前近代班では、それまで同和問題の起源が、近世幕藩体制下の身分制に求める政治起源説で説明されていたのに対し、差別自体の根源を古代・中世を含めた人間の歴史そのものの中に求めて、近世以前に存在した「散所」に焦点をあてた研究を、開設当初から一〇年間進めてきました。その結果を二〇〇四年に『散所・声聞師・舞々の研究』と題する六〇〇頁弱の書にまとめ、思文閣出版から刊行しました。この書は、前近代に多く「散所」と呼ばれた地に住み、中世には「声聞師」「舞々」と呼ばれた被差別民の実態を、平安京・山城国・近江国を中心に、その歴史を調査研究したもので、新しい視点の被差別民研究として評価されたと思います。

また二〇〇三年度からはテーマを「前近代における救済の研究」とし、その研究成果も『救済の社会史』として二〇一〇年に当センターより刊行しました。

二〇〇九年度からは課題を「職人差別」に定め、いわゆる同和差別のものではないが、前近代において確実に存在し、現在もなお人々の心のなかに、残滓として生き続けているであろう職人に対する差別の意識を、歴史的に解明しようとしています。

本年度からは嘱託研究員が四名入れ替わり、客員研究

員一名、嘱託研究員一二名と、近現代・現状班と兼任の専任研究員一名という体制が組まれています。

近現代・現状班は一九九九年から「日本近代社会と部落問題」というテーマで、共同研究を行っています。元々は視点を絞らず、広く近現代の部落問題に関係する内容を個人研究として続けていたのですが、二〇一〇年度からは同テーマの下で、もう少し視点を絞って「近現代日本社会において部落問題がもたらしたインパクト」を明らかにするという共通の課題を設定して、その上で個別研究を積み重ねています。

各研究員は報告にあたって「日本社会が部落問題をどのように体験してきたか、あるいは部落問題が日本社会をどのように変えてきたかという視点から、部落問題のもたらしたインパクトを政治や教育、メディアを含む社会の諸領域において検討する」という認識を共有しつつも、これに閉じるのではなく、当該分野に関わる先行研究のなかに、部落問題を位置づけることで、日本近・現代史全体との関連を意識した研究とすることが確認されています。なお、今後の共同研究会においては原則として上記テーマに基づいた研究報告を中心に展開しつつ、関連する個別の研究報告も、適宜取り入れることとし、より柔軟な形で運営していきたいと考えています。

これ以外に、センターの創立以来一九九九年まで取り組んできた「部落実態調査の書誌的研究」という共同研究をまとめ、報告書として作成すべく進めています。

近現代・現状班に所属する研究員は、客員研究員一名、専任研究員一名、嘱託研究員一四名ですが、そのうち嘱託研究員には、本年度から二名の気鋭の研究者が加わっており、より意義のある研究や報告が展開されるものと期待されます。

本来第二部は同和問題を扱う部としての役目を負っています。確かに近現代・現状班では、研究員も部落史を専門とする人もおり、現状分析などの発表もあります。その多くは近現代史・社会学・教育学などを専攻する人々で、同和問題を社会政策史、在日朝鮮人史、宗教史、教育史、社会運動史などそれぞれの立場から、論じています。また前近代はそのテーマ設定からもわかるように、部落史研究というより、これまであまり取り上げられていない広い意味での「差別史」を政治的立場ではなく、歴史研究者の立場で論じ、人々が歴史のなかで展開した「差別」の実像を総体として考え、そのなかで同和問題の歴史を探りたいと思っています。

本妙寺宝物館(熊本市)

一戦争と朝鮮人被虜の父子



博多からの

九州新幹線が熊本駅にさしかかる直前、車窓の右側をみると丘の中腹に巨大な白っぽい門がみえる。それは中尾山にある発星山本妙

寺の仁王門である。熊本駅からはバスと徒歩で約四〇分でその山門に到達することができるが、その門は大正年間に当時の最新技術を駆使してつくられたもので、国指定文化財の登録を申請中と聞いた。この寺は秀吉麾下の武将であった加藤清正の菩提寺である。そして清正は秀吉の命令で二度にわたって先鋒大将として文禄・慶長役(壬辰倭乱)にそれぞれ出陣したことはよく知られている。韓国・朝鮮では「鬼上官」という異名でも知られ、残虐をきわめた日本からの侵略軍のさきがけだった、ということでもよくは思われようがない人物として語られ

ている。

ところが熊本近辺では対外戦争のことは別として、藩政上は新田開発、農業の生産性向上、城下作りに目立った治績をあげた人物として称賛されている。今も人びとは「セイショウコさん」と敬慕の念をこめて清正のことをよんでいる。また熊本市内には蔚山町という地名も現存している。ところであの戦争のただなか、清正は戦鬪行為の中で何人かの朝鮮の人びととの出会いの機会があった。というのは清正は熱心な法華の信仰者であり京都六条にあった本國寺日禎の読経をうけて出陣した。その際、一人の従軍僧をともなつた。その人は最初は摂津にあつた本妙寺住職の日真である。ちなみにその本妙寺は日真が父の供養のための菩提寺として開いたものである。

さて文禄年間の一五九四年、一方で小西行長と明軍の沈惟敬の間に講和交渉が進展していたが、それは朝鮮の頭越しで行われていた。朝鮮朝廷では秀吉の真意を確かめるべく行長と対抗関係にあつた加藤清正の陣営へ使者を派遣する。それが松雲大師ソンウンデサユン惟政(一五四四〜一六一〇)であつた。松雲大師はこの会談を通じて秀吉が朝鮮南半分の割譲を要求するなどともんでもない要求を持

ち出してゐることを知り、その結果、朝鮮側は徹底抗戦の意思をかためる。この何度かの清正との会谈中、従軍中の日真は松雲大師と直接筆談で語り合い、同じ仏門に生きる者として肝胆相照らす仲となった。清正は肥後に封土を得た後は本妙寺を熊本に移して日真をその初代住職として迎えていたのだが、この戦争終結時に余大男（ヨデオム）という少年を被虜としてつれかえっていた。清正の命である。その少年こそ修行の後、第三代本妙寺住職となった日遙上人（一五八一〜一六五九）であった。ほかにも被虜人の少年が捕らえてきた領主の命で仏門に入り、立派な僧侶となった人は少なくない。だがこの人の場合は次に述べるようにその後の人生の中でさらにもうひとつの痛ましい経験をするようになる。

実は彼の父も秀吉派遣の軍勢に捕らわれて一旦は日本へ連行されていた。だが幸いなことに帰国を許され、故郷へ帰ることができた。やがて一六二〇（元和六）年、この父（余寿喜^{ヨスヒ}）から日遙のもとへ書状が届いた。息子の生存を知り、一刻も早く年老いた老父母のもとへ帰るように、との手紙である。驚いた日遙は矢も楯たまらず帰国を志そうとするが、この時清正はすでにこの世になく、藩を継いだ二代忠広はそれを許さなかった。やむな

く日遙はしばしの猶予を乞う手紙を父におくる。だが残念なことに彼は二度と故国の土を踏むことなく、本妙寺でその生を終える。現在、本妙寺宝物館にはこの父の書状と日遙の父への書状の案文が現存している。四〇〇年以上前の出来事ではあるが、戦争が終わって平和が回復すれば当時でもこのような私人間の書状のやりとりが出来たことは驚きでもある。

また寺の本廟は浄池廟といい、遺言によってここに葬られた清正の廟であるが、その傍らには「朝鮮金官」と彫りこまれた石墓がある。この「金官」とは本名を「良甫鑑^{ホガム}」という人で清正死没の時、当時の習慣として親しい従者は殉死を命ぜられていたが、その一人が朝鮮人でありながらその過酷な運命を甘受しなければならぬ良甫鑑であった。またさきほど述べた仁王門にかかげられた山号「彗星山」は肥前の鍋島軍による被虜人少年の一人・洪浩然^{ホウコウゼン}の書であるが、この人もまた主君鍋島直茂の死に際して他の一



人とともに殉死させられた朝鮮人であった。なお、日遙上人の墓は山内の歴代住職の墓地中央にある。

現在、宝物館には加藤清正にまつわる刀剣や兜など数々の遺品とともに、先述の松雲大師が日真と交わした書の現物や、同じく清正軍の捕虜となった朝鮮王子などの連署書状、日遙上人画像、日遙自筆の「南無妙法蓮華經」本尊題目曼荼羅、妙法蓮華經などが寺宝として保存・展示されている。これらはもとは熊本城内にあった本妙寺が日遙の時代に当地に移転するにあたってそのまま移されたもの。

戦争といえはその軍功談や作戦の巧拙などが語られ、また戦闘場面の悲惨さだけを取り出して語られることが少なくない。しかしこの本妙寺とここに残された遺品の数々は一武将の激烈な戦鬪行為や治績だけではなく、その副産物としての少年・女性を含んだ数万人とも伝えられる異国への拉致強制連行の悲惨、その家族たちの嘆きなどをそのまま伝えていく歴史の生き証人である。

（研究第三部長 仲尾 宏）



〔所在地〕熊本市花園四一―三一一

TEL 096-322-6792

〔開館時間・曜日・入館料金〕

これらは事前に同寺に問い合わせること。

〔交通〕

JR熊本駅よりバス二〇分本妙寺電停下車、または同じく熊本市電本妙寺前下車。

そこから参道を約二〇分ほど登る。熊本駅からは参道の途中まで登るタクシーの便もある。

〔参考文献〕

金聲翰『日本のなかの朝鮮紀行』三省堂 一九八六年

北島万次『秀吉の朝鮮侵略』日本史リブレット

山川出版社 二〇〇二年

NHK『日本と朝鮮半島二〇〇〇年プロジェクト編』

『日本と朝鮮半島の二〇〇〇年』下

二〇一〇年NHK出版、この書はDVD版もある。

【2011年度】講座・人権ゆかりの地をたずねて

京都の魅力再発見

京都のまちには数多くの名所・旧跡があります。そこでは寺社や町衆の文化とともに、差別を受けながらも京都の歴史・文化の創造と発展に寄与した人びとの生活史が息づいてきました。また、朝鮮半島や中国などから渡来した人びとも京都の文化をかたちづくる上で大きな役割を果たしました。

本講座では、そうした京都の〈人権ゆかりの地〉をとりあげ、そこでおりなされてきた人間模様を通じて、京都における人権の歴史を多面的に学んでいきたいと思えます。

回	日程	講 師	テ ー マ
1	5月21日 ※終了	山路 興造	花の御所と室町文化 －世阿弥・善阿弥・能阿弥－
2	6月18日 ※終了	山路 興造	都の職掌人たち －中近世における職人たちの集住地－
3	7月9日 ※終了	山下 明子 福嶋由里子	キリスト教徒女子教育 －若い女性のためのリーダーシップ養成教育の実践－
4	9月24日	仲尾 宏	朝鮮通信使と京都大仏殿
5	10月29日	宮本 正明	萬寿寺－在日朝鮮・韓国人との“縁”
6	11月19日	秋定 嘉和	京都府水平社創立をめぐる人びと －菱野貞次と朝田善之助－
7	12月10日	菅澤 庸子	清水寺顕彰碑と蝦夷観の変遷 －田村麻呂伝承とアテルイ－
8	2月18日	上田 正昭	京都のなかの朝鮮文化（その2） －平安遷都と渡来の人びと－

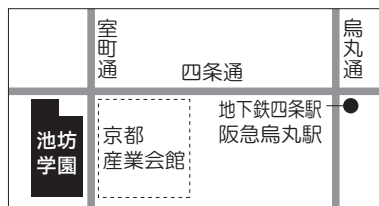
回 数：全8回

曜 日：土曜日

時 間：午後2時～3時30分
(受付は、午後1時30分～)

場 所：池坊学園（下京区室町四条下る）

受講料：1,000円（賛助会員は無料）



お問い合わせ (財)世界人権問題研究センター

(TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750)

被災者としての外国人住民

二三〇〇〇人以上の死者と行方不明者を出した東日本大震災。今でも約9万人が避難を余儀なくされている。被災地では多くの外国人住民も被災している。外国人住民は中国人、フィリピン人が多い。前者は研修技能実習生としての来日も多く、大使館の指示もあって多くが帰国した。また両国からは結婚移民も多い。

6月中旬、フィリピン人自助組織であるSAGIP-Aligante(在名古屋市)の力をかりて陸前高田市、気仙沼市、南三陸町、石巻市のフィリピン人コミュニティを訪問する機会があった。4市町でわかっているだけで4名が亡くなっている。陸前高田市では24名中のフィリピン人住民のうち17名が、気仙沼市では32人中12名が、さらに南三陸町では15名中10名が自宅住居の全壊被害を受けた。こうした被災者はほとんどの場合、スポーツも失っている。避難所から仮設住宅への移動、突然の失業、夫や子どもへの死は社会的な孤立をもたらしている。インフラの整備はもちろんだがコミュニティ内のサポートがこれほど重要になっているときはない。

人口約16万人で多様な産業が存在する石巻市を除けば、漁業や水産加工業に産業が特化していて、多くのフィリピン人の家庭もこうした産業にかかわっている。東北の漁村では、全国の平均的な人口分布に比べ20代から30代の人口が極端に少ない。皆、都市部に出てしまうからである。そんな中、20代から40代という若い世代のフィリピン人が地域に根差していることの意味は大きい。

ある気仙沼市に住む女性Aさんの話だ。Aさんは地震当日、津波警報を聞いて車で高台に逃げた。やつのことでたどり着いた駐車場では対応できず、しばらくして前からも後ろからも波が迫ってきたという。そのうち車体が浮き始め、車は水に流された。「クルクル回った。車中ではパニックに陥り涙が出てきた。しばらくして車が誰かの家におつかり、壁と壁に挟まる形で停止した。上を見ると人がいたが、危険で助けてくれない。しばらくして津波が最高に達し、一時的に流れがおさまった。家の人がロープを垂らして登って来いという。しかし、ドアは開かない。家の人が後部座席の窓が

割れていることを教えてくれた。2階の高さに浮いた車から出て、浮いた瓦礫をつたいロープまでたどり着きようやく助けられた。彼女は翌日自衛隊に救助され家族と再会した。車も、職も失ったが、生きているだけで、ミラクル(奇跡)だったと語る。気仙沼市におけるフィリピン人の死者は1名。在日2年の若い住民だった。石巻の死者のうち1人は在日2カ月。警報の意味も分らなかったのではないか。

フィリピン人だけの問題ではないが、顕在化しつつあることに雇用がある。ほとんどのフィリピン人住民はふかひれ、開き、わかめなど水産加工に従事してきた。中にはアワビ、ウニなどの漁業に従事している者もいる。こうした職は地元の若者が従事しなくなった業種であり、彼女らが果たす社会・経済的役割は大きい。水産加工は漁業が壊滅的な被害を受けても輸入物で対応可能だが、冷蔵庫がすべてやられており、すべてのフィリピン人が職を失ってしまった。職探しが困難を極める中、彼女たちが着目しているのが介護(ホームヘルパー)である。意外だが、これらの地域ではフィリピン人は介護職についている者が少ない。外国人向けのホームヘルパー資格講座が始まると聞き、未永く働ける場として期待している。ただ、都市部と異なり、外国人向けの就業支援に乏しいことが問題である。

外国人特有の問題が、喪失したバスポート再発行の問題である。フィリピン大使館によると、バスポートの再発行には実家まで戻る必要があるとする。帰国できる経済的余裕のある家庭はほとんどなく、バスポートを紛失したまま滞在が長期化し、後に問題となることが想定される。

また、国際機関が一時帰国の支援制度を準備していたようだが、家族を抱えている被災者は家庭生活を取り戻すことに精いっぱい、震災後緊急帰国できる状態にはなかった。逆に被害をあまり受けない者の帰国がスムーズであった。ようやく落ち着いてきた被災者が今申し込むと、手続きが遅いという理由で断られるという。被災が深刻なほど支援が受けられない状況がみられる。ちぐはぐな支援体制は、非常事態におかれた当事者に関する現状認識の貧困に由来している。

(研究第四部嘱託研究員 安里 和晃)



▲レリーフを配分するフィリピン人被災者
(石巻市)



▲朝食風景。手前に漁業に従事している
フィリピン人が獲った最後の水揚げの
アワビが並んでいる(石巻市)



▲打ち上げられた船(石巻市)



▲支援団体 SAGIP Migrante Japar(名古屋)の
スタッフと被災したフィリピン人
(気仙沼市)



▲瓦礫の山(気仙沼市)

京都府家庭支援 総合センター



〒605-0862 京都市東山区清水四丁目185番地1
 電話 075-531-9600(代) FAX 075-531-9610
 E-mail ksc-soumu@pref.kyoto.lg.jp
 HP <http://www.pref.kyoto.jp/kateisien-sogo/index.html>

近年、児童虐待やDV、障害、ひきこもりなど家庭での悩みを抱える方が増えています。「京都府家庭支援総合センター」は、こうした家庭を取り巻く、複雑・多様化する様々な問題に対応するため、平成22年4月、「京都児童相談所」「婦人相談所」「身体障害者更生相談所」「知的障害者更生相談所」を統合し、専門スタッフが府民の皆様様の様々な家庭問題に総合かつワンストップでお応えしております。

総合相談



075-531-9600

相談内容に応じて、専門スタッフや関係機関への橋渡しや、適切な情報提供・アドバイスを行います。

平日 午前8時30分から午後5時15分まで(年末年始を除く)
 ・京都府内にお住まいの方の相談窓口です。

こども虐待相談



075-531-9900

こどもに関わるさまざまな相談を受け、それぞれのお子さんに適した支援(助言・指導・施設入所など)を行います。

平日 午前8時30分から午後10時まで(年末年始を除く)
 土・日・祝日 午後1時15分から午後10時まで(年末年始を除く)
 ・亀岡市 向日市 長岡京市 南丹市 大山崎町 京丹波町にお住まいの方の相談窓口です。

DV相談



075-531-9910

配偶者からの暴力(DV)、離婚問題などの家庭内の女性の悩みごと相談に応じています。

毎日(土・日・祝日含む) 午前9時から午後8時まで
 ・京都府内にお住まいの方の相談窓口です。

障害相談



075-531-9600

身体に障害のある方や知的な障害のある方の相談に応じ、市町村等の関係機関と協力して指導や援助を行います。

平日 午前8時30分から午後5時15分まで(年末年始を除く)
 ・京都府内(京都市を除く)にお住まいの方の相談窓口です。

ひきこもり相談(チーム絆)



075-531-5255

ひきこもり状態にあるご本人や、そのご家族からの相談に応じます。家族教室や家庭訪問(チーム絆) 支援の情報提供等を行います。

平日 午前9時から午後4時まで(年末年始を除く)
 ・京都府内にお住まいの方の相談窓口です。



山城地域にお住まいのかたは

南部家庭支援センター(宇治児童相談所)

電話 代表 0774-44-3340

DV専用 0774-43-9911



中丹・丹後地域にお住まいのかたは

北部家庭支援センター(福知山児童相談所)

電話 代表 0773-22-3623

DV専用 0773-22-9911



財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町290番地1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <http://www.mmjp.or.jp/jinken/> [E-MAIL] jinken@kyoto.email.ne.jp